愛媛県立果樹試験場みかん研究所(仮称)整備事業

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県北宇和郡吉田町大字法花津字北條浜、字勝山、字今郷、字叶次郎、字走り上がり、字砂田及び字ビシヤデン地内を起業地とする「愛媛県立果樹試験場みかん研究所(仮称)整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、愛媛県が設置する果樹試験場に関する事業であることから、法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、愛媛県議会において愛媛県一般会計予算の議決を受け施行するものであることから、愛媛県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。 したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性について

(1) 事業の施行により得られる公共の利益に ついて

本件事業は、愛媛県北宇和郡吉田町大字法花津字北條浜、字勝山、字今郷、字叶次郎、字走り上がり、字砂田及び字ビシヤデン地内において、愛媛県の果樹農業の振興を目的として、愛媛県立果樹試験場南予分場(以下「南予分場」という。)を拡張し、ほ場整備及び老朽化した本館等の施設を立て替えるものである。

愛媛県は、全国有数の果樹生産県であり、果樹農業は地域社会の発展に大きく寄与してきたところであり、かんきつを中心とする果樹農業は、愛媛県における粗生産額の全体の3分の1、販売農家数では50%、耕地面積では46%を占めるなど最重要部門である。

しかしながら、果樹粗生産額は、平成6年から平成8年は約600億円から700億円で推移していたが、平成14年には約486億円まで低下している。また、就農実態については、農家戸数、就業人口ともに年々減少する一方、65歳以上の就農者の占める割合が約55%と半数を超えるなど、担い手の高齢化が進んでおり、さらに、新規就農者についても、年間約30名から70名程度にとどまるなど、後継者不足も深刻さを増している。

本件事業の完成により、愛媛県の基幹作物である温州みかんに関する新品種・新技術の研究・開発力が強化され、果樹農業を将来にわたって存続・発展させていく体制づくりの基盤が整えられるとともに、生産者・指導者の技術の高

度化を図るための研修機能及び県民が幅広く利用できる学習機能も整備される ことから、愛媛県の果樹農業の振興に寄与するものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存 するものと認められる。

(2) 事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業地周辺は、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく 国立公園等に指定されておらず、また、起業地周辺には、愛媛県の指定する埋 蔵文化財包蔵地の存在は確認されていない。

以上を勘案すれば、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 代替案の検討について

本件事業は、過去から継続した気象変動に関するデータが必要であることから、現況の南予分場中央部に隣接する 3,504 ㎡及び北東に隣接する 12,096 ㎡を拡張し、起業地面積 46,415 ㎡において研究室等からなる本館及びほ場等を整備するものであるが、南予分場中央部に隣接する土地については、みかん研究所内における交通の利便性から不可欠であるため、起業地とする。中央部の起業地以外に拡充する土地については、この申請案のほか、

北側拡充案

東側拡充案

が考えられる。

申請案、 案及び 案の3案について比較すると、 案及び 案は、急傾斜地であるため、切り土等の工事が大規模なものとなり施工性に劣っている。また、冬季における季節風による影響及び日照条件が劣るため、かんきつの栽培には適さないものである。さらに、 案は、人家に隣接していることから、潅水や防除の際における水、薬液の散布等による生活環境への影響が懸念される。

一方、申請案は、緩傾斜地であることから大規模な切り土工事の必要がなく、 また、冬季における季節風の影響が小さく、日照条件についても最も優れてい る。

以上のように、地域社会への影響、経済性、技術的観点から総合的に比較すると、本件事業の手法は最も合理的であると認められる。

(4) 比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3)で述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

以上により、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性について

(1) 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、愛媛県における農業粗生産額及び果樹粗生産額の低下並びに就

農者の高齢化に対応し、品質の向上、作業の省力化、軽労働化及びコスト低減などを目的とするものであることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、事業目的を達成するために必要なほ場、栽培施設、建物施設、その他管理施設の整備に必要な範囲であると認められる。 また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。